

市有地（元古津賀土地区画整理事業保留地）買受申込書

令和 年 月 日

四万十市長 中平 正宏 様

(住 所)

(氏 名)

印

(生年月日)

(連 絡 先)

四万十市契約規則並びに、下記に記載した条項を堅く守ることを条件とし、市有地（元古津賀土地区画整理事業保留地）の買受を申し込みます。また、裏面にある暴力団排除に関する誓約及び照会について、この買受申込書の提出をもって承諾したものとします。

宅地番号	町 名	地 番	地 積	単 価	価 格
			m ²	円/m ²	円

条 項

- 第1条 市（以下「甲」という）と買受申込人（以下「乙」という）は、信義を重んじ、誠実に契約を履行しなければならない。
- 第2条 契約保証金は免除とする。
- 第3条 代金の納入は、納入通知書により契約締結日より30日以内に納付するものとする。
- 第4条 買受人立会による引き渡しは行わない。また、所有権は、甲がこの不動産の売買代金の全額を受領したときに、乙に移転するものとする。
- 第5条 座標点の復元及び境界確認については、乙により行うものとし、この不動産の座標値及び面積の測量誤差について、乙は甲に異議を申し立てることは出来ない。
- 第6条 この不動産に電柱などの物件がある場合、甲において移設等の手続きは行わない。所有権移転後、乙の責任において手続きを行うものとする。
- 第7条 土地利用にあたり歩道の切下げ等が必要な場合は、道路法に基づき道路管理者と協議を行うものとする。

暴力団排除に関する誓約及び照会の承諾について

私は、自己又は自社の役員等が、四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則（平成24年規則第7号。以下「暴力団排除規則」という。）第2条第2項第5号のいずれにも該当する者ではないことを誓約します。

また、暴力団排除規則第2条第2項第5号のいずれにも該当する者ではないことを、中村警察署に照会することを承諾します。

【備考】

氏名、生年月日等、この申込書に記載されたすべての個人情報及び、四万十市がこれらの情報をもとに中村警察署から取得した個人情報については、四万十市個人情報保護条例（平成17年条例第14号）の規定に基づき取り扱うものとします。

○四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則 第2条第2項第5号 （抜粋）

- (5) 排除措置対象者 国からの通達等において特別の定めがあるものを除き、次に掲げる者をいう。
- ア 暴力団
 - イ 暴力団員等 暴力団員又は暴力団準構成員(暴力団員以外の者で、暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力する者をいう。)をいう。
 - ウ ア及びイに掲げる者以外の者であって、次のいずれかに該当する者として市長が認めるもの
 - (ア) 役員等が暴力団員等に該当する者
 - (イ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用している者
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (エ) 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - (オ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (カ) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用している者
 - (キ) 役員等が、市との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用している者
 - (ク) (ア)から(キ)までに掲げる者のほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者